

別記様式2

生産行程管理業務規程

作成日 平成29年 9 月14日

更新日 令和 6 年 7 月 9 日

1 作成者

住所（フリガナ）：アキタケンアキタシキョクホクニシキマチ 秋田県秋田市旭北錦町 パン 1 番 ゴウ 47号 カイ 5 階

アキタケンチュウシヨウキギョウダントイチュウオウカイナイ
秋田県中小企業団体中央会内

名称（フリガナ）：アキタケン 秋田県 シンコウキョウギカイ いぶりがっこ 振興協 議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 佐藤 健一

ウェブサイトのアドレス：<http://www.chuokai-akita.or.jp/iburigakko/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜加工品類（野菜漬物（たくあん漬け））

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：いぶりがっこ、Iburigakko

4 明細書の変更

生産者団体秋田県いぶりがっこ振興協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導

協議会は、構成員に対し「いぶりがっこ」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 原材料及び製法・工程の確認

「秋田いぶりがっこ協同組合」、「秋田県漬物協同組合」、「横手市いぶりがっこ活性化協議会」（以下「団体会員」という。）は、それぞれの団体に所属する会員（以下「所属会員」という。）に対して「いぶりがっこ製造工程遵守確認票」を提出させるとともに、年1回以上の現地検査を実施し、所属会員が明細書に記載の基準（原材料、製法・工程）を遵守しているか否かを証拠書類とともに確認する。また、その確認結果を「現地検査票」に記録する。

イ 最終製品の確認

協議会は、団体会員が上記アで確認した「いぶりがっこ製造工程遵守確認票」及び「現地検査票」を提出させ、その記載内容から、最終製品が、明細書に記載の基準（原材料、製法・工程）を遵守して製造されたものであるか否かの確認を行う。

確認の結果、所属会員が明細書に記載の生産地、原材料及び製法・工程に従った生産の方法を遵守しないで生産していることが疑われた場合には、協議会は臨時の現地検査を行うものとする。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（１）の手順について、年に１回以上、所属会員を集めた講習会等を開催し、手順の妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

所属会員が、生産地、原材料及び製法・工程に従った生産を行っていない場合には、協議会は団体会員を通して、所属会員に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

(1) 団体会員は、所属会員が明細書に記載の基準（原材料、製法・工程）を遵守しているたくあん漬けについてのみ地理的表示である「いぶりがっこ」及び登録標章（GI マーク）（以下「地理的表示等」という。）を使用しているかを確認する。

(2) 団体会員は、上記（１）の確認の際に、以下のたくあん漬けがないかも確認する。

ア 明細書に記載の生産地、原材料、製法・工程及び最終製品の各基準のいずれかを満たしていないたくあん漬けであるにもかかわらず、地理的表示である「いぶりがっこ」が使用されているたくあん漬け

イ 地理的表示である「いぶりがっこ」のみが使用されている場合

ウ 登録標章（GI マーク）のみが使用されている場合

エ 地理的表示である「いぶりがっこ」に類似若しくはこれと誤認させるおそれのある表示又は登録標章（GI マーク）に類似する標章が使用されている場合

8 地理的表示等の違反使用が判明した時の指導

協議会は、上記 7（１）において、上記 7（２）に該当するたくあん漬けを確認した場合は、団体会員を通して、所属会員に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該所属会員の製品を「いぶりがっこ」の名称で出荷・販売することを停止させることができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、6 又は 8 に関して、「いぶりがっこ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、以下の書類を振興協議会の事務所に、その作成日又は取得から5年間保存するものとする。

(1) 「いぶりがっこ製造工程遵守確認票」

(2) 「現地検査票」

(3) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

